

## 子ども手当について

### [ 政策推進委員会の協議決定事項 ]

- 1 平成 23 年度の子ども手当については、平成 22 年度と同様、子ども手当と児童手当を併給する方式とし、地方負担が再び継続されることとなったことは、誠に遺憾である。
- 2 一方、「平成 24 年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、(一部省略) 幅広く検討する」との政府の提案については、我々の主張を踏まえたものであり、積極的に対応してまいりたい。
- 3 この国と地方の会議の場においては、都市自治体がこれまで講じてきた子育て施策についての実績を十分反映するとともに、少子化施策全体について財源も含め的確なビジョンを描き、地方の理解が得られるかたちで制度改正が行われるよう求めるものであり、この会議の場を政府は早急に立ち上げ、速やかに協議を開始すべきことを近日中に申し入れることとする。
- 4 以上を総合すると、これからの 1 年が、正念場になると覚悟を決めなければならないと考える。

国と地方の会議の場において、我々の意見を十分反映した総合的な子育て施策を構築することを目指すことこそ、全国市長会の共通目標とし、国の提案を受け入れ、真摯に協議することを最重要課題とする必要がある。

したがって、事務返上等の最終手段の実行については今回は見送ることとし、国の対応を見極める中で、再度検討することが適切であると考えます。